

1. 厚生労働省安全衛生部労働安全衛生研究連絡会議

独立行政法人化した産業医学総合研究所及び産業安全研究所と厚生労働省安全衛生部との情報交換を密に行い、労働安全衛生分野の研究及び行政施策の相互の展開に資するため、労働安全衛生研究連絡会議が平成13年4月に設置された。構成メンバーは安全衛生部長と安全衛生部部議メンバー、両研究所理事長および議事内容に関係する研究者と関係者である。平成16年次も1月から11月までの原則として最終月曜日の午前中に安全衛生部の部議の前に11回の会議が行われた。

2. 厚生労働省安全衛生部産業医学総合研究所研究推進連絡協議会

産業医学総合研究所の研究推進に関し、行政課題との調整等を行うとともに、研究成果について行政により一層具体的に活用するための協議を行うことを目的とした研究推進連絡協議会が当研究所の独立行政法人化以前より厚生労働省安全衛生部に設置されている。今年度は、平成16年7月に研究所の事業報告と重点領域特別研究及び労働衛生重点研究推進協議会の運営等につき、また平成17年3月にプロジェクト研究全課題と重点領域特別研究及び労働衛生重点研究推進協議会の運営等につき、報告と審議を行った。

3. 労働衛生重点研究推進協議会

(1) 背景

日本における労働衛生の分野では、産業構造、労働力構成、産業技術、労働形態等の急激な変化に伴い、従来からの課題に加えて多くの新たな課題が生まれている。21世紀初頭の労働衛生に関わるこれらの問題解決のため、「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」(会長 館正知岐阜大学名誉教授；副会長 櫻井治彦元産業医学総合研究所長、荒記俊一前産業医学総合研究所長；事務局 旧労働省産業医学総合研究所；以下「戦略協議会」と略)が組織され、平成10年から12年の3年間にわたり労働の現場からの課題掘り起こしと、その解決のための研究戦略に関する検討・協議を行った。そしてこれらの活動の成果が平成12年末にとりまとめられ、戦略協議会最終報告書「日本の労働衛生研究の課題」として公表された。この中では、研究戦略として3つの重点研究領域に分類された18の優先研究課題が提示されている。この研究戦略を効率的に推進するためには何をなすべきかを議論する場として、平成13年、「労働衛生重点研究推進協議会」(以下「推進協議会」と略)が組織された。

(2) 目的・計画

推進協議会は、日本の労働現場のニーズ及び労働衛生研究の現状を迅速かつ的確に把握・分析し、それに基づき労働衛生研究の効率的な推進方策について検討する。さらにその結果を広く我が国の労働衛生調査研究機関や研究者に情報提供することにより、それらの研究機関等の研究に反映させるとともに、労働衛生行政施策に資することを目的とする。このような基本的考え方に基づき、「21世紀の労働衛生研究戦略」に基づく研究展開の方策、優先研究課題の進捗状況の評価及び評価結果に基づく研究展開の方向、その他労働衛生研究推進のために必要な事項等について検討・協議を行う。

(3) 組織

本協議会は、厚生労働省の支援のもとに独立行政法人産業医学総合研究所(以下「産業医学総合研究所」)が開催し、また事務局を務める。協議会の構成員としては、研究戦略構築に直接携わった旧戦略協議会第3年次の委員が引き続き委員を務めることとし、産業医学総合研究所理事長が委嘱を行った。戦略協議会の館正知前会長は名誉会長として参画する。また平成13年度第1回協議会において委員の互選により、戦略協議会の櫻井治彦前副会長が会長に、荒記俊一前副会長が副会長に選出された。平成16年3月に3年計画の事業が終了しその成果は「労働衛生重点研究推進協議会第三年次

報告書」としてまとめられた。同年4月より第一期事業として本協議会が今後3年間継続することとなった。協議会委員は基本的に第一期協議会の委員が引き続き委員を務めることとなった。平成16年度第1回協議会において委員の互選により、第一期協議会の櫻井治彦前会長が会長に、荒記俊一前副会長が副会長に選出された。

(4)平成16年度(第一年次)の活動

第一年次の活動としては、協議会の開催、「21世紀の労働衛生研究戦略」の広報、戦略の実施と展望に関するシンポジウム開催、「研究課題の登録」の充実化、研究環境調査の実施を行った。

協議会の開催

協議会は、平成16年10月6日および平成17年3月14日の二回開催され、活動方針及びその成果等について協議を行った。

「21世紀の労働衛生研究戦略」の広報

3重点領域・18優先研究課題と8項目の研究展開のための方策からなる「21世紀の労働衛生研究戦略」の意義を国内外の研究者・労働衛生関係者に広報して理解を求め、また意見をj得ることは今後の協議会活動にとって重要である。このため、様々なメディアを通じ、研究戦略を広く紹介することに努めた。また本年度は第一期事業の成果をより広く労働衛生関係者へ広報するため、視覚的効果を考慮したパンフレットの原案を作成すると共に産業医学総合研究所ホームページで公開する準備に取りかかった。

戦略の実施と展望に関するシンポジウム開催

本年報に後述する、(研究調査成果の普及と活用, 6. 講演会の開催および団体等の講師, 講演等, (1)「21世紀の労働衛生研究戦略の実施と展望に関するシンポジウム」)に記載した。

「研究課題の登録」の充実化

第一期事業において、わが国の研究者が現在取り組んでいるあるいは今後取り組みたい労働衛生の研究課題の登録を、日本産業衛生学会・日本労働衛生工学会・日本職業・災害医学会の会員にアンケート形式で依頼し、その回答から研究課題・氏名・所属機関・研究期間については研究者本人が公開可と回答したものについてのみ、研究課題の分類集計結果と共に冊子として頒布した。これにより現在全国で遂行されている労働衛生の研究課題・研究動向・各研究者の研究課題が一覧でき、共同研究等の推進に大きく寄与することが期待される。第一期事業においては新規登録を行ったが、その時点から既に時間が経過していることに鑑み、最新情報へ更新ができるよう登録更新制度を立ち上げる共に、産業医学総合研究所ホームページを活用した登録が可能となるよう準備に取りかかった。

研究環境調査の実施

重点3領域、優先18課題に関する研究を効果的に展開するために協議会がまとめた「研究展開のための方策」の「(6)施設・設備の充実と有効活用」として、今年度は産業医学総合研究所、産業医科大学について共同利用可能な研究施設・設備の調査を行い産業医学総合研究所のホームページ(<http://www.niih.go.jp/jp/index.html>)に公開した。

研究戦略として3つの重点研究領域に分類された18の優先研究課題

重点領域：産業社会の変化により生ずる労働生活と健康上の課題に関する研究領域

わが国における産業社会の変化、例えば、第三次産業の伸長、就業形態の多様化、情報技術革新、労働力の高齢化、女性労働者の職域拡大等の急速な進展は、メンタルヘルス、産業ストレス、高齢労働者や女性労働者の健康確保等の労働生活ならびに健康上の課題と深く関わり、重要な問題である。このような状況に対応して、労働負荷と健康影響を把握することに関連する研究課題を包括するのが本領域である。

優先研究課題：

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1) 多様化する働き方と健康 | 4) 作業関連疾患の予防 |
| 2) 情報技術(IT)と労働衛生 | 5) 高齢労働者の健康 |
| 3) メンタルヘルスと産業ストレス | 6) 就労女性の健康 |

重点領域： 職場有害因子の生体影響に関する研究領域

労働者の健康を脅かす職場の有害因子には、化学的因子、物理的因子、生物的因子等がある。これらの有害因子の生体影響の範囲、作用機序、複合影響、生体側の感受性等を解明することが重要である。また、作業態様における生体負荷因子、すなわち人間工学的因子とそれに対する生体側の負担との関係の究明は、作業方法が変化し作業密度が高まる趨勢のなかで、ますます重要化している。本領域には、労働者の健康確保対策を立てる上で必要な有害性機序に関する基礎的研究が包括される。

優先研究課題：

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1) 化学物質の有害性評価 | 4) 健康影響の個人差 |
| 2) 遺伝子影響とがん | 5) 人間工学的因子と生体負担 |
| 3) 複合ばく露 | |

重点領域： リスク評価と労働安全衛生マネジメントシステムに関する研究領域

産業技術、労働形態等の変化が加速する中で、法規に準拠した労働衛生活動と並んで産業現場での自主的活動を効果的に展開することが必要となってきた。その結果、職場における複合リスクの評価や、労働安全衛生マネジメントシステム等、労働衛生管理手法に関する研究が重要化している。本領域には、国際的調和と協力も含め、労働衛生管理方策に関する研究が包含される。

優先研究課題：

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1) 健康影響指標の開発とリスク評価 | 5) 中小企業・自営業における労働衛生の推進策 |
| 2) リスクコミュニケーションの効果的な進め方 | 6) 労働生活の質の向上とヘルスプロモーション |
| 3) 職場環境の計測システムと管理技術の開発 | 7) 労働衛生国際基準・調和と国際協力 |
| 4) 企業経営と労働安全衛生マネジメントシステム | |

労働衛生重点研究推進協議会委員

委員名	所属および役職名
会長 櫻井治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
副会長 荒記俊一	産業医学総合研究所理事長
委員 池田正之	京都工場保健会理事・京都大学名誉教授
大久保利晃	産業医科大学学長
久保國興	JFEスチール専務執行役員
河野啓子	日本赤十字北海道看護大学教授
小木和孝	労働科学研究所主管研究員
興 重治	元中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
荘司榮徳	日本労働安全衛生コンサルタント会顧問
須賀恭孝	日本労働組合総連合会総合労働局長
高田 勲	労働者健康福祉機構医監・中央労働災害防止協会技術顧問
田中勇武	産業医科大学産業生態科学研究所教授
中田三郎	日本化学工業協会常務理事
名古屋俊士	早稲田大学理工学部教授

藤村 伸	日本医師会常任理事
松下秀鶴	静岡県立大学名誉教授
松島泰次郎	中央労働災害防止協会日本バイオアッセイ研究センター所長
和田 攻	埼玉産業保健推進センター所長

労働衛生重点研究推進協議会事務局

事務局員名*	役職又は所属
事務局長 炭山 隆 (理事)	
事務局員 本間健資, 小川康恭, 小泉信滋, 森永謙二, 神山宣彦, 三枝順三	部長
久永直見, 平田 衛	国際研究交流情報センター
宮川宗之, 原谷隆史, 外山みどり, 佐々木 毅, 中島淳二	企画調整部
三木圭一, 大塚泰正	作業条件適応研究部
上野 哲, 小林健一	健康障害予防研究部
澤田晋一, 齊藤宏之	有害性評価研究部
篠原也寸志, 小野真理子	作業環境計測研究部
小嶋 純, 岩切一幸	人間工学特性研究部
平田秀行	庶務課長

* 事務局員は、研究部長、企画調整部員、各部から選出された2人および庶務課長から構成されている。

4. ホームページによる意見聴取

info@niih.go.jpをつうじて、国内からの調査研究に係わる問い合わせ・意見などが69件あった。

5. 外部評価委員会

(1) 目的

研究所では、外部有識者・学識経験者から構成される外部評価委員会を設置し、研究課題ならびに研究所の運営について評価を実施している。従来の評価方法の基準は「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針（平成9年8月7日、内閣総理大臣決定）」であったが、第2期科学技術基本計画に基づき指針の発展的見直しが行われ、平成13年11月28日に「国の研究開発に関する大綱的指針（以下、大綱的指針という）」が定められた。外部評価委員会の目的は、この大綱的指針に沿った厳正な評価を行うことにより、研究の質的向上と業務運営の効率化を図ることにある。研究所では、新たな大綱的指針に対応すべく平成14年度に評価規程類を改定し、またより合理的な評価を実現すべく評価方法の全面的な改正を行った。

(2) 評価対象

研究所では、平成13～17年度の5年間にわたる中期目標を達成するため、中期計画を定めている。中期計画では、外部評価委員会による評価とともに、内部進行管理を充実させ研究業務の効率的な推進を図るため内部評価システムを活用することとしている。研究所では中期計画に沿い、重点研究領域特別研究（研究期間・方向・到達目標を明確に定めて重点的に資金及び研究者を配する研究で、労働現場のニーズ及び行政ニーズに直接的に対応するもの）の評価を本年度も実施した。対象は、平成15年度に終了した研究の成果（事後評価）、平成16年度に実施した研究の成果（中間評価）、

平成17年度に開始する研究の計画（事前評価）である。また、基盤的研究についても進捗状況を報告し、創造的、効果的な研究展開を図ることとしている。

（3）評価方法

プロジェクト研究の成果等報告書と研究計画書に関する資料は、それらの内容を内部評価委員会で評価した上で、外部評価委員会に付託され、委員による外部評価を受けた。同委員会は、下記の学識経験者6名の委員および厚生労働省安全衛生部担当官2名のオブザーバーから構成される。

委員名 所属および役職名（平成17年3月現在）	
委員長	荘司榮徳 日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問
委員	岸 玲子 北海道大学大学院医学研究科 教授
	竹内康浩 介護老人保健施設かいこう 施設長
	田中勇武 産業医科大学産業生態科学研究所 教授
	北条 稔 大森医師会 理事
	安井 至 国際連合大学副学長
オブザーバー	
	土屋英俊 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 主任中央じん肺診査医
	森戸和美 厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課調査官

（4）評価結果

本年度の外部評価の対象となる重点研究領域特別研究全10課題のうち、平成15年度に終了したものの（事後評価）が2課題、平成16年度に実施したものの（中間評価）が6課題、平成17年度開始のもの（事前評価）が2課題であった。また、平成17年度開始の「職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス」、「有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理」の2課題について事前評価を実施した。

重点研究領域特別研究の成果に対する中間評価と事後評価は、「目標達成度」、「学術的貢献度」、「社会的貢献度」、「行政的貢献度」、「費用対効果」の5つの個別評価項目、および総合評価について各々5段階の評価点を与える評価法、および成果に対して委員が自由形式で意見を記述する評価法により実施した。重点研究領域特別研究の計画に対する事前評価は、「学術的視点」、「社会的ニーズ」、「行政的ニーズ」、「新規性、独創性」、「実現性」の5つの個別評価項目、および総合評価について各々5段階の評価点を与える評価法、および成果に対して委員が自由形式で意見を記述する評価法により実施した。委員は課題毎に、各評価項目に対し「非常に高」、「高」、「普通」、「低」、「非常に低」の評価を与えた。各委員が提出した評価点と意見は各課題担当者へ通知し、担当者は評価委員の指摘に対する措置・対応等を文書で回答することにより、更なる研究の質の向上に反映させるようにした。

（5）評価結果の公表（報告書、インターネット）

外部研究評価委員会の評価結果及びその研究業務への反映について記載した平成15年度研究評価報告書を平成16年度に発行するとともに、その要約版をホームページで公開した。平成16年度に実施した外部評価の公表については、当該評価結果の受理日より3ヶ月以内に研究所のホームページに公表するため、結果の集計や編集等の準備作業を進めた。

6. 厚生労働省独立行政法人評価委員会

独立行政法人通則法（法律第103号）第12条による。同評価委員会による平成16年度の評価結果（平成16年8月24日付け）は下記のアドレスに記載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/08/s0824-7.html>